**株式交換契約書**

XXX株式会社（以下「甲」という。）及びYYY株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり株式交換契約を締結する。

1. （定義）

　甲及び乙は、本契約の各条項に従い、甲（商号：XXX株式会社、住所：●）が乙（商号：YYY株式会社、住所：●）の発行済株式のすべてを取得することにより、乙を甲の完全子会社とすることを目的として、甲と乙それぞれの株式の交換を行うものとする（以下「本件株式交換」という。）。

1. （株式交換に際して交付する株式）

　甲は、株式交換に際して、乙の株主（実質株主を含む。以下同じ。）に対し、その所有する乙の普通株式に代わる金銭等として、甲の普通株式●株を交付する。

1. （株式交換の日）

　本件株式交換の効力発生日（以下「株式交換の日」という。）は、●年●月●日とする。ただし、本件株式交換の手続に必要な場合は、甲乙両者協議の上、これを変更することができる。

1. （資本金及び準備金の額）

　甲は、株式交換により、資本金及び準備金を次のとおり増加する。ただし、株式交換の日における乙の資産及び負債の状態により、甲乙協議の上、これを変更することができるものとする。

1. 資本金：●円
2. 資本準備金：●円
3. （株式交換承認総会）

　甲および乙は、株式交換の日の前日までにそれぞれの臨時株主総会を開催し、本株式交換契約書の承認および株式交換に必要な事項について決議を求めるものとする。ただし、株式交換の手続の進行状況に応じて必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができるものとする。

1. （本契約の効力）

　本契約は、第５条に定める甲及び乙の株主総会の承認が得られないとき、又は法令に定める関係官庁の承認が得られないときは、その効力を失う。

1. （秘密保持）
2. 本契約において、「秘密情報」とは、文書、口語その他方法のいかんを問わず、いずれかの当事者より他方当事者に対し本件業務に関連して開示された全ての技術上及び営業上の資料・図書、知識、データ、個人情報、ノウハウその他一切の情報を意味するものとし、また、本契約の内容も秘密情報として取扱うものとする。但し、次のいずれかに該当するものについては、秘密情報から除外されるものとする。

(1) 相手方から開示を受ける前に、既に自己が保有していたもの

(2) 相手方から開示を受ける前に、既に公知又は公用となっていたもの

(3) 相手方から開示を受けた後に、自己の責によらずに公知又は公用となったもの

(4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手したもの

(5) 相手方から開示を受けた情報によらず、自己が独自に開発したもの

1. 甲及び乙は、秘密情報について厳に秘密を保持し、相手方当事者の文書による事前の承諾なくして第三者にこれを開示又は漏洩してはならず、また、秘密情報を自ら又は第三者の利益のために使用してはならないものとする。
2. （反社会的勢力の排除）
3. 甲及び乙は、それぞれ、本契約締結日において、自らが反社会的勢力に該当せず、また、反社会的勢力に該当する者と業務提携関係その他の継続的な取引関係を有しないことを表明及び保証し、本契約締結日以後、上記状態を維持することを誓約する。
4. 甲及び乙は、それぞれ相手方に対して、法的な責任を超えた要求及び暴力的な要求その他の不当な要求行為を行わず、又は、これに類する行為を行わないことを誓約する。
5. （費用）

　本契約に別途定める場合を除いて、本契約の締結及び履行にかかる費用については、各自の負担とする。

1. （損害賠償）

　甲及び乙は、本契約に関してその責めに帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合には、相手方に対しその損害を賠償する責に任ずる。

1. （準拠法及び裁判管轄）
2. 本契約の準拠法は日本法とする。
3. 本契約に関する紛争等について協議により解決することができない場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとする。
4. （協議条項）

本契約の解釈その他の事項につき生じた疑義及び本契約に規定のない事項については、甲及び乙双方が誠意をもって協議の上、解決するものとする。

本契約の成立を証するため本契約書を２通作成し、甲乙各記名押印の上、各１通を保有する。

●年●月●日

 所在地 ○○○○

甲 会社名 XXX株式会社

 代表者氏名 ●●●●

 所在地 ○○○○

乙 会社名 YYY株式会社

 代表者氏名 ●●●●